

平成30年11月30日

○規則

小田原市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月30日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第59号

小田原市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市介護保険条例施行規則（平成12年小田原市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第46条第4項、第48条第5項、第51条の2第4項、第53条第4項」を「第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項」に、「第61条の2第4項」を「第61条の3第4項」に、「小田原市基準該当サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則」を「小田原市基準該当居宅サービス等事業者の登録等に関する規則」に、「又は第6条第1項」を「、第6条第1項、第8条第1項又は第8条の3第1項」に、「特例居宅介護サービス費等（同規則第2条第6号に規定する特例居宅サービス費等をいう。）又は特例居宅介護サービス計画費（同規則第2条第7号に規定する特例居宅介護サービス計画費等をいう。）として要介護被保険者等」を「同規則第2条第1項第9号に規定する特例居宅介護サービス費、同項第10号に規定する特例居宅介護サービス計画費、同項第11号に規定する特例介護予防サービス費又は同項第12号に規定する特例介護予防サービス計画費として居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者」に、「要介護被保険者等に代わり基準該当居宅サービス事業者又は基準該当居宅介護支援事業者」を「居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者に代わり同規則第3条第1項に規定する基準該当居宅サービス登録事業者、同規則第5条第1項に規定する基準該当居宅介護支援登録事業者、同規則第7条第1項に規定する基準該当介護予防サービス登録事業者又は同規則第8条の2第1項に規定する基準該当介護予防支援登録事業者」に改め、同条第1号中「領収書」を「領収証」に改める。

第12条第5項中「第51条の2第2項第1号」を「第51条の3第2項第1号」に、「法第51条の2第2項第2号」を「同項第2号」に改め、同条の次に次の1条を加え

る。

(一定以上の所得を有する要介護被保険者に係る特例居宅介護サービス費等の額)

第12条の2 第1号被保険者であって法第49条の2第1項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である要介護被保険者（次項に規定する要介護被保険者を除く。）が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

- (1) 特例居宅介護サービス費の支給 前条第1項
- (2) 特例地域密着型介護サービス費の支給 前条第2項
- (3) 特例施設介護サービス費の支給 前条第4項

2 第1号被保険者であって法第49条の2第2項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である要介護被保険者が受ける前項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

第13条第1項及び第2項中「当該要支援被保険者」を「当該居宅要支援被保険者」に改め、同条第4項中「第61条の2第2項第1号」を「第61条の3第2項第1号」に、「法第61条の2第2項第2号」を「同項第2号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(一定以上の所得を有する居宅要支援被保険者に係る特例介護予防サービス費等の額)

第13条の2 第1号被保険者であって法第59条の2第1項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者（次項に規定する居宅要支援被保険者を除く。）が受ける次の各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

- (1) 特例介護予防サービス費の支給 前条第1項
- (2) 特例地域密着型介護予防サービス費の支給 前条第2項

2 第1号被保険者であって法第59条の2第2項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者が受ける前項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の

90」とあるのは、「100分の70」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。